



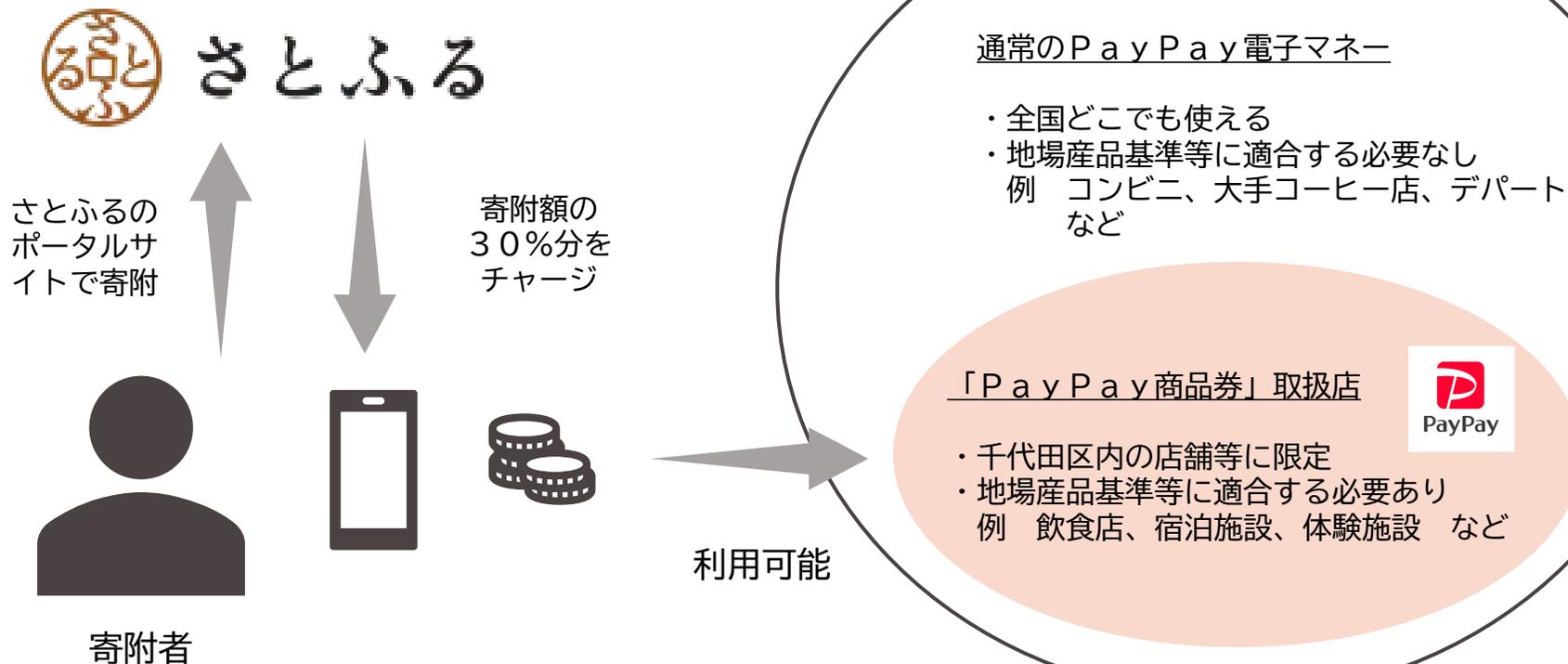
千代田区ふるさと納税
PayPay商品券取扱店
応募の手引き

千代田区政策経営部総務課
令和6年5月28日発行
令和6年8月15日改定

PayPay商品券の概要

PayPay商品券とは

ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」で寄附することで、寄附額の30%を取得できる電子商品券です。この電子商品券は、総務省が定める地場産品基準を満たした商品やサービス等を提供する店舗や施設等での支払いに利用することができます。



PayPay商品券の取扱い

取扱店舗等の要件、ルール

- ・ PayPay決済を導入済みの店舗又は施設等であること。
- ・ チェーン店やフランチャイズ店等、全国各地において同様の店舗又は施設により、同様の商品又はサービスの提供を行うことを目的としたものでないこと。
- ・ PayPay商品券の取扱いについて、店舗等の利用状況等を区が確認する必要があると判断したときは、立入調査等、区の要請に対して適切に対応すること。
- ・ PayPay商品券と交換できる商品やサービスが、返礼品の要件に適合するものであること。
- ・ 返礼品の対象となる商品又はサービス以外の、商品又はサービスを同一の店舗等において提供している場合は、個々の商品又はサービスにおけるPayPay商品券の利用の可否について、明確に区分し表示すること。

次のようなケースに当てはまる場合は、適切に対応する必要があります。

例1 飲食店や理美容院等において、返礼品の要件に適合しないもの（広く市販されている飴やガム、シャンプー等）も販売している。

例2 返礼品提供事業者として登録された洋菓子店等において、返礼品の要件に適合しないもの（広く市販されている紅茶のパック）も販売している。



返礼品の要件に適合しないものを販売しないように取り扱う必要があります

対応例 飲食店のレジカウンター

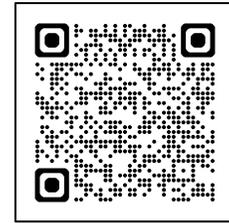


PayPay商品券 利用不可

上記イメージ図のように、返礼品の要件に適合しないものには、PayPay商品券が利用できないことを明確に表示してください。このような対応を行わず、返礼品の要件に適合しないものを販売している事実が確認され、改善等の対応を行わない場合は、取扱店の対象から除外します。

応募の手続等

様式ダウンロードはこちら



- 応募対象** : 前頁の要件を満たす店舗等のうち、飲食業以外の営業を行っているもの。
※ 飲食業の店舗等（チェーン店・フランチャイズ店を除く。）は、ご応募いただかなくてもPayPay商品券取扱店となります。
- 募集期間** : 通年で募集しています。
- 応募方法** : 以下の書類をメールでご提出ください。
ご提出時は、メール件名を「【事業者名】PayPay商品券取扱店申請書等提出」としてください。

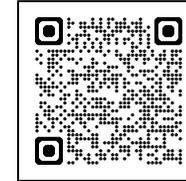
提出書類	留意点・必要な手続
① PayPay商品券取扱店登録申請書兼誓約書（様式3）	取扱店となった場合に守るべきルールがあります。前頁でご確認ください。 以下の2種類のデータをご提出ください。 ア 様式3のデータ（エクセルデータ） イ 様式3を紙に出力後、代表者の自署又は記名押印により誓約をしたものの写しのデータ（PDF形式又はJPEG形式など）
② 事業概要等の内容が分かるもの（自由様式）	事業概要や商品説明のパンフレット等がこれに該当します。ホームページ等で公開している場合は、URLを提出時の書類に記載することで、書類の提出を省略することができます。

- 応募後の流れ** : 区で審査を行い、随時、その結果についてお知らせします。
取扱店でPayPay商品券が利用できるようになるのは、10月上旬を予定しています。
具体的な時期のめどが立ち次第、別途ご案内します。

（提出先） 千代田区政策経営部総務課 ふるさと納税担当
Email: furusato-tax@city.chiyoda.lg.jp （送り間違いのないようご注意ください）

事業者情報等の変更

様式ダウンロードはこちら



PayPay商品券取扱店の申請をした後、店舗の名称が変わった、店舗の区内移転があった、担当者の連絡を変更したい、廃業するので取扱店から除外して欲しい、といった場合は、以下により変更又は廃止の届出を行ってください。

「登録内容変更・廃止届（様式4）」をメールで提出



（千代田区にて変更・廃止内容の審査）



（千代田区にて必要な対応を実施）



変更（廃止）内容の反映

変更又は廃止しようとする日の1か月前までに提出をお願いします。
変更内容の適用の希望日がある場合は、その旨を明記の上、ご提出ください。

（提出先）

千代田区政策経営部総務課 ふるさと納税担当

Email: furusato-tax@city.chiyoda.lg.jp

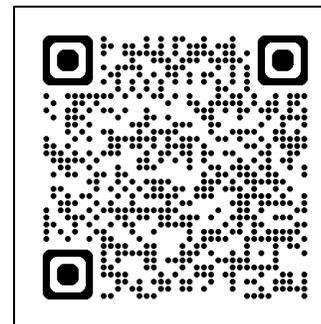
（送り間違えのないようご注意ください）

連絡先

千代田区政策経営部
総務課 ふるさと納税担当

TEL : 03-3264-0799
Email : furusato-tax@city.chiyoda.lg.jp
(送り間違いのないようご注意ください)

千代田区HP ふるさと納税TOP



<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/zaise/furusatonozai-boshu.html>